

第2 百貨店等に対する防火安全対策

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び展示場（以下「百貨店等」という。）については、次に定めるところにより指導するものとする。

1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 階数が3以上（地階を含む）で、かつ、延べ面積が3,000 m²以上のもの、又は延べ面積が6,000 m²以上のもの。
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、百貨店等の用途に供する部分の階数が3以上（地階を含む）で、かつ、当該部分の床面積の合計が3,000 m²以上のもの、又は百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が6,000 m²以上のもの。

2 指導事項

(1) 出火防止対策

ア 喫煙、危険物品の持ち込み及び裸火の使用については、**条例第23条**の規定に基づくこと。

イ 放火防止対策として、商品による死角を極力少なくするとともに、巡回の強化やモニターテレビの設置などの監視体制を強化する等の対策を講ずること。

(2) 初期消火、通報及び避難誘導等に係る防火管理体制の充実

ア 火災が発生した場合に、設置されている消防用設備等を使用して有効に初期消火ができるよう日頃から消火訓練に努めること。

イ 従業員（正社員、パート社員、派遣社員等）の形態に応じた、きめ細かな役割分担等を明確にし、消火、通報及び避難誘導体制の充実を図ること。

なお、避難誘導体制について、次によること。

(ア) 避難誘導員を各階の避難階段毎に又は方面毎に指定しておくこと。

(イ) 避難誘導に使用するため、携帯用の照明器具及び拡声器を各階2個以上設置し、その設置場所には、非常用照明器具等置場である旨の標識を設けること。

なお、法8条の2の5に規定する自衛消防組織の装備として設置する携帯用の照明器具及び拡声器は、これを兼用することができるものとする。

(3) 延焼防止対策

ア 防火区画等

(ア) 売場とストックヤード部分を防火区画すること。

(イ) エスカレーター周囲の防火（堅穴）区画については、通行に必要な部分を除いて、エスカレーターの側面部分は可能な限り耐火構造の壁とし、防火シャッターで区画する場合は、閉鎖障害を防止のため、区画の外側に手摺等又はガラススクリーン（網入りガラス等）を併設すること。

(ウ) 売場内の排煙については、面積区画ごとに排煙ダクト系統を堅ダクトまで独立させることが望ましい。

第2 百貨店等に対する防火安全対策

(4) 避難、消火活動対策

ア 避難経路の確保

避難通路等の取り扱い、避難施設の管理及び防火設備の管理については、**条例第38条、第40条及び第41条**の規定に基づき監視体制の確立を図ること。

イ 消防隊進入口等の維持管理の徹底を図ること。

(5) その他

ア 災害活動用の図面の常備

避難用施設及び消防用設備等を記入した各階平面図を、災害時の活動用として2部以上、防災センター、守衛室等常時人がいる場所に常時備えておくこと。

イ 標識の表示方法（別図参照）

(ア) 主要避難通路（床面表示については、当該通路が明確な場合は除くことができる。）

(イ) 消防隊進入口

(ウ) はしご自動車接梯開口部

(エ) 避難器具設置場所（避難器具の操作に必要なスペースを含む。）

(オ) 防火戸（くぐり戸）

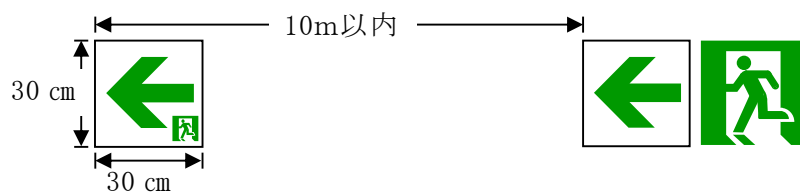
(カ) 防火戸（シャッター）降下位置

(キ) 屋内消火栓箱（補助散水栓）及び避難器具格納箱

(ク) 連結送水管放水口案内

(6) 液化石油ガスの持込み及び使用の制限

地階においては、液化石油ガスの持込み及び使用をしないこと。

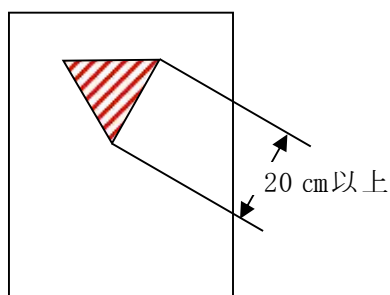


- ① 通路誘導マークは、床面の色と明確に色別できること。
- ② マークの大きさは、30 cm 以上×30 cm 以上とすること。
- ③ マークについては、避難口矢印シンボルとすること。
- ④ 避難口に地階方向に 10m 以内ごとに貼付すること。

20 cm 以上

消防隊進入口

- ① 色は赤色反射塗料とすること。
- ② 表示は、横又は縦若しくは枠とするか、1辺 20 cm 以上の逆三角形のマークとすること。
- ③ 色による表示とあわせて文字を記入して差し支えないこと。



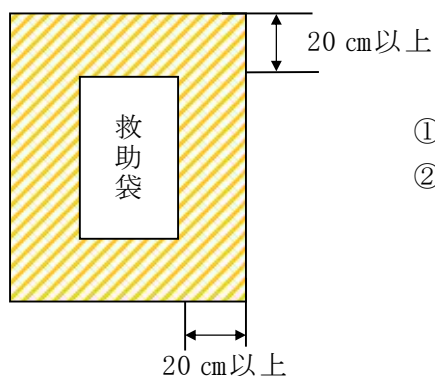
はしご車接梯口

20 cm 以上

- ① 色は黄色反射塗料とすること。
- ② 表示は、横又は縦若しくは枠とすること。
- ③ 色による表示とあわせて文字を記入して差し支えないこと。

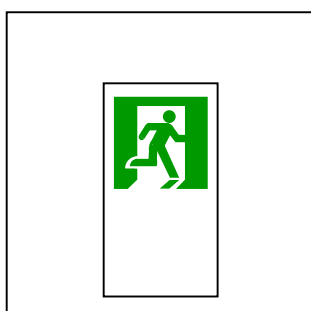
第2 百貨店等に対する防火安全対策

(エ) 避難器具設置場所



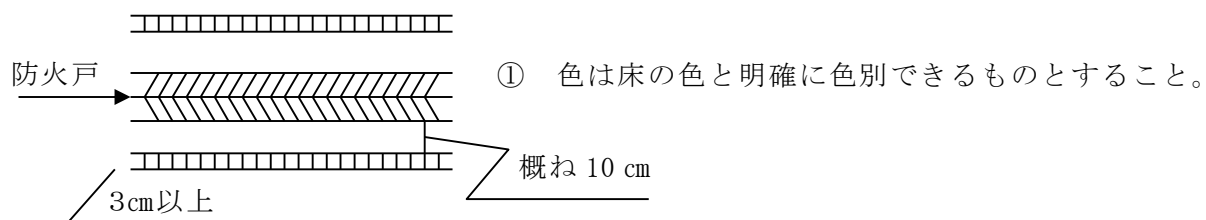
- ① 色は黄色反射塗料とすること。
- ② 要領は（ウ）と同様とすること。

(オ) 防火戸（くぐり戸）

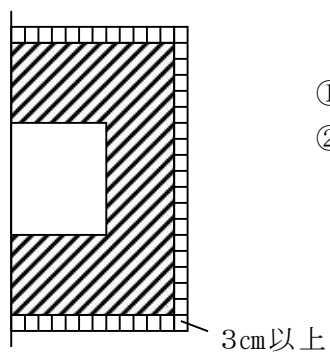


- ① 表示については、避難口シンボルとすること。
- ② 避難階にあっては、階段室側に表示すること。

(カ) 防火戸（シャッター）降下位置



(キ) 屋内消火栓箱（補助散水栓）及び避難器具格納箱



- ① 色は床の色と明確に色別できるものとすること。
- ② 屋内消火栓及び避難器具を使用するに必要な広さを有すること。